

第 10 期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画策定支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、第 10 期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画策定支援業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

第 10 期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙、第 10 期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画策定支援業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 7 年契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 見積上限額

金 8,400,000 円（消費税および地方消費税額を含む）

（内訳）令和 7 年度分：5,500,000 円

令和 8 年度分：2,900,000 円

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

公募開始	令和 7 年 5 月 21 日（水）
質問締め切り	5 月 28 日（水）正午まで
質問回答	6 月 3 日（火）正午予定
参加申込書提出期限	6 月 11 日（水）正午まで
参加資格審査通知発送	6 月 17 日（火）予定
企画提案書提出期限	6 月 23 日（月）午後 4 時 45 分まで
プレゼンテーション実施	7 月 2 日（水）午前 10 時開始予定

審査結果通知発送
仕様内容についての協議

7月中旬 予定
審査結果通知発送後2週間以内

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用す

るなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
と認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのい
ずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められ
るとき。

(7) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に福祉分野における計画策定
支援業務の完了実績が1件以上あること。(他市町村実績含む)

(8) 令和7年度守山市役務委託等業者登録名簿に登録している事業者で、107「行政
計画立案・企画に関する調査・分析・研究・コンサルティング」を第1希望とし、
取り扱い内容⑦「福祉」としていること。

7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、持参または電子メール、郵送のいずれか
の方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信した
ことを確認すること。

※ 郵送の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によるこ
ととし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年5月28日(水) 正午まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目5番22号

守山市健康福祉部長寿政策課長寿政策係

電話 077-584-5474（直通） FAX 077-581-0203

電子メール choju@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和7年6月3日(火) 正午 予定

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市

財務規則（昭和 39 年規則第 6 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。（1 部ずつ）

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）

イ 業務実績表（様式第 3 号）

（ア）委託業務契約書および仕様書の写し

（イ）履行証明書の写し

（ウ）成果物 各 1 部ずつ

（計画書および概要版、差し支えなければ議事録等の写し（黒塗り可）も提出すること。）

※（ア）、（イ）はどちらか一方を添付すること。

（2）提出期限

令和 7 年 6 月 11 日（水） 正午まで

（3）提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までとする。なお、郵送の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

（4）提出先

「7 質問・回答 （3）提出先」に同じ

（5）参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和 7 年 6 月 17 日（火）頃を目処に通知する。

9 企画提案書提出期日および作成方法等

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式第 4 号） 6 部（電子データ（PDF 等）含む）

以下の項目について記載すること。

様式については任意のものとするが、用紙サイズは原則 A 4（長辺綴じ、用紙の向きは問わない）、表紙を含め 20 ページ程度とし、表紙以外にページ番号を降ること。

（ア）計画策定にあたっての基本的方針

計画に反映すべきと考えられる国県等の動向や、本市および圏域の地域特性、地域課題等を明らかにし、どのように計画に取り込むべきか、基本的な方向性を提案すること。

（イ）計画の進捗評価、現状把握の方法

計画の進捗評価および現状を適正かつ効率的に把握し、評価する方法を

提案すること。また、過去の受注実績等を参考に例を示すこと。

(ウ) アンケート調査の方針および結果分析の方法

実施を予定しているアンケート調査について、本市の実態を適切に捉えるため、アンケート調査の方針および手法、結果分析の方法について提案すること。（実施費用については本委託費に含む）

(エ) 計画骨子・素案等の作成等の支援方法

計画骨子・素案の作成およびパブリックコメント実施にあたり、国県の審議会等の情報提供や他市町の事例提供、法令改正等の情報提供など、実施可能な作成支援について提案すること。

イ 業務実績表（様式第3号）

ウ 実施体制図（任意様式）

(ア) 計画策定に係る業務体制図および連絡体制図。

(イ) 主担当の業務経歴書（年数、担当した計画策定支援業務等を示したもの）

(ウ) 策定スケジュール（市と事業者の業務分担を示したもの）

エ 見積書（様式第5号） 1部

※ 税抜価格で提出すること。

※ 在宅療養・看取りに関する費用については、別に内訳を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年6月23日（月） 午後4時45分まで

(3) 提出方法

電子データを除いて、持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前9時から午後4時45分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電子データを電子メールで提出したときは、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

10 プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和7年7月2日（水） 午前10時開始予定

(2) 場所

守山市役所 2階 防災会議室（控室：21・22会議室）

(3) 説明時間

20 分以内

(4) 質疑応答

10 分程度

※ 説明は業務担当者が行うこと。

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

※ スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルは市で用意し、その他プレゼンテーションに必要なものは提案者が用意すること。

11 審査方法

(1) 事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。

(2) 書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし、審査委員が各自評価、採点する。

(3) 審査員の評価点の合計が最低基準点（満点（100 点×評価者数）の 6 割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。
なお、応募が 1 事業者であった場合でも、評価得点が評価基準点以上となる場合は候補者となる。

12 審査結果

(1) 通知方法プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日

令和 7 年 7 月中旬 予定

13 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

(2) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。

(4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

- (1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

- (3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

- (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が、第 3 項に掲げる見積限度額を超過した場合

- (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。

- (6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

16 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市 健康福祉部 長寿政策課 長寿政策係 担当：青木、田沢

電話 077-584-5474（直通） FAX 077-581-0203

電子メール choju@city.moriyama.lg.jp